

1-18 各種汚染対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の設置状況

(令和2年3月31日現在)

区分 市町村名	1	2	3	4	5	合計	工場 事業場数
	鉄鋼業焼結施設 焼結炉	製鋼用 電気炉	亜鉛 回収施設	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物 焼却炉		
○ 大阪市		7			40	47	28
○ 堺市		5		6	31	42	27
○ 岸和田市		1			6	7	5
○ 豊中市					7	7	4
○ 池田市					4	4	2
○ 吹田市					6	6	3
○ 泉大津市					3	3	3
○ 高槻市					10	5	2
○ 貝塚市					3	3	2
○ 守口市					1	1	1
○ 枚方市		1			12	13	7
○ 茨木市					9	9	2
○ 八尾市				10	4	14	5
泉佐野市					1	1	1
○ 富田林市					3	3	2
○ 寝屋川市					5	5	2
○ 河内長野市					4	4	3
○ 松原市					4	4	3
大東市					2	2	2
○ 和泉市					4	4	4
○ 箕面市					3	3	1
柏原市					4	4	2
羽曳野市				1	2	3	3
○ 門真市					2	2	1
摂津市					4	4	3
高石市					3	3	2
藤井寺市					1	1	1
○ 東大阪市					15	15	6
泉南市					4	4	3
四條畷市					2	2	2
交野市					2	2	1
○ 大阪狭山市					2	2	1
○ 阪南市					2	2	1
島本町					2	2	1
○ 豊能町							
○ 能勢町							
○ 忠岡町					6	6	3
熊取町					4	4	3
田尻町					3	3	1
岬町					1	1	1
○ 太子町					1	1	1
○ 河南町					1	1	1
○ 千早赤阪村							
合計	0	14	0	17	223	249	146

- (注) 1. ○印は集計基準時において当該事務の権限を有する市町村である。
 2. 「亜鉛回収施設」には、焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉が該当する。
 「アルミニウム合金製造施設」には、焙焼炉、溶解炉、乾燥炉が該当する。